

## 2021年 第7週（2月15日～2月21日）の感染症発生動向調査情報を送付します

### <今週の内容>

- 1 管内の発生状況
- 2 発生から見る注意点
  - 1) 定点あたり患者数は、例年に比べて少ない状況で推移しています
  - 2) 突発性発疹の発生が続いています
- 3 新型コロナウイルス感染症について
  - 1) 緊急事態宣言発令中（1/14～3/7）です
  - 2) インフルエンザ流行期に備えた整備体制
  - 3) クラスタ対策の強化
  - 4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び「発熱等受診・相談センター」
- 4 HIV・エイズ、B型・C型肝炎、梅毒検査の実施について

### 1 管内の発生状況

- 1) 定点把握感染症（指定された医療機関から報告を求める感染症）（報告のあった全疾患）

（表1）

	疾患名	定点当たり患者数			増減 (今週-先週)
		今週	先週	先々週	
1位	突発性発疹	0.50	1.50	0.50	-1.00
1位	水痘	0.50	0.00	0.00	+0.50

- 2) 管内の全数把握感染症（すべての医療機関から報告を求める感染症）  
・報告ありません

### 2 発生から見る注意点

- 1) 定点あたり患者数は、例年に比べて少ない状況で推移しています
- 2) 突発性発疹の発生が続いています

突発性発疹は、乳児期に罹患することが多く、突然の高熱と解熱前後の発疹を特徴とするウイルス感染症です。

一般に予後は良好ですが、まれに脳炎、脳症、劇症肝炎、血小板減少性紫斑病など重篤な合併症をおこすことがあります。

突発性発疹とは（国立感染症研究所HPより）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/532-exanthem-subitum.html>

### 3 新型コロナウイルス感染症について

兵庫県内では、第7週は293人（先週583人、先々週665人）の新型コロナウイルス新規感染者の報告があり、減少しています。

新規感染者数の減少により、県の緊急事態宣言解除基準である「直近1週間平均の新規陽性者数と重症者用病床使用率」がともに解除の基準を満たしているとして、政府に対し、京都府及び大阪府と連携して、3月1日以降の緊急事態宣言の解除を要請しています。

また、これから年度替わりを控え、人の動きや会食が増えます。今ここで対策を緩めると、感染が再拡大する恐れがあります。引き続き感染防止に向け、感染防止対策を徹底し、一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。

- 1) 緊急事態宣言発令中（1/14～3/7）です

## 【兵庫県の解除基準】

① 重症者用病床の使用率: **50%未満**

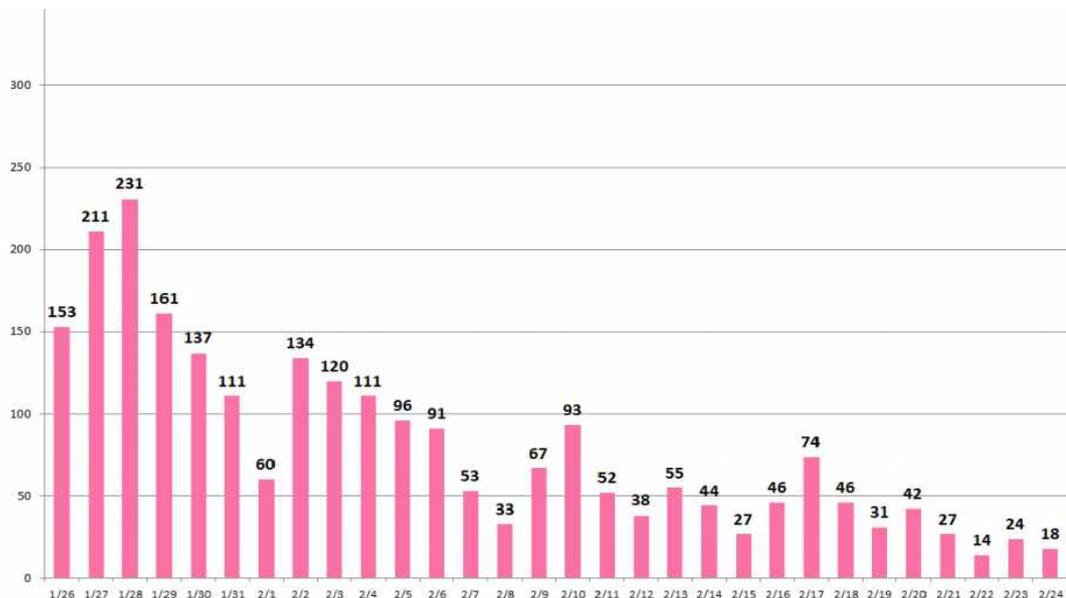
② 人口10万人当たりの直近1週間の新規陽性者数: 10人以下 (**78.1人/日相当**)

上記、2項目を**7日連続**で満たすことに加え、入院調整者数等の状況の踏まえて総合的に判断

## 【直近1週間平均患者数】

(2月25日14時現在)	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日
新規陽性者数:1週間平均(人)	46.1	44.3	41.9	40.0	36.9	28.9	27.4
重症者用病床の使用率(%)	42.2	42.2	42.2	42.2	43.1	41.3	-

## 【直近1ヶ月の陽性件数の推移 (1/26~2/24)】



## 兵庫県内の新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona\\_hassei\\_jyokyo.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona_hassei_jyokyo.html)

## 【感染拡大防止徹底要請】

### ①営業時間の短縮等

- 飲食店は、20時までの営業、酒類提供は19時までとすることを特措法に基づいて要請。
- 劇場、集会場、運動施設、遊技場などの施設は、20時までの営業、酒類提供は19時までとすることについてご協力を。

### ②外出自粛等

- 不要不急の外出自粛を要請(昼夜問わず)、特に20時以降は強く要請
- 緊急事態宣言対象地域などの、リスクのある場所への出入りを自粛
- 毎日の検温、マスクの着用などの健康管理や換気の徹底を
- 発熱、息苦しさ、味覚異常など症状があれば、出勤、通学等を控え、すぐにかかりつけ医

等に電話相談を

### ③テレワーク等の推進

○ 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議により「出勤者の7割削減」を

### ④イベント開催要件の見直し

○ 人数上限 5,000 人かつ屋内にあっては収容率 50%以下、屋外にあっては人と人の距離の十分な確保を

### ⑤「5つの場面」への注意

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 休憩室、喫煙所、更衣室等

### 感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)



## 2) インフルエンザ流行期に備えた整備体制

季節性インフルエンザとの同時流行に備え、地域の医療機関で診察・検査できるよう、「発熱等診療・検査医療機関」を設けました。

発熱の症状があれば、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診しましょう。かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター(健康福祉事務所)」や、「新型コロナ健康相談コールセンター(全県)」に相談してください。

※以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。(該当しない場合の相談も可)

□ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

□ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

□ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

※ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

※ 小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関に電話などで相談ください。

兵庫県は陽性者が軽症、無症状であっても、病状の見極め等医師の総合判断により、入院、宿泊施設への入所をお願いしています。

原則、自宅療養をお願いすることはありません。

本県の特徴は、宿泊施設で安全に療養していただくことを可能とし、また、家庭内の感染防止にも役立っています。

(兵庫県) 新型コロナウイルス感染症の対応について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/hyogo-style.html>

### 3) クラスター対策の強化

#### ① 社会福祉施設等への PCR 検査の強化

職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合には陽性者の有無にかかわらず本人及び関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施

#### ② 従業員、利用者に対し、ウイルスを持ち込ませないことを改めて徹底

医療機関・社会福祉施設等での PCR 検査の強化について

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/documents/shafukushisetsukansenyobou2.pdf>

### 4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び「発熱等受診・相談センター」

時間	機関	電話番号
平日 9 : 00 ~ 17 : 30	朝来健康福祉事務所	079-672-0555
平日・休日 24 時間	新型コロナ健康相談コールセンター	078-362-9980

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、以下のホームページ等で随時更新されています。

#### 1 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

#### 2 国立感染症研究所 新型コロナウイルスに関連する情報

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

#### 3 兵庫県新型コロナウイルス感染症について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/singatakorona.html>

#### 4 新型コロナウイルスの対応について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

### 4 HIV・エイズ、B型・C型肝炎、梅毒検査の実施について

<問合せ先・予約先> 朝来健康福祉事務所

電話 079-672-0555

ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk08/asagoeizukensa.html>

メール asagohokensho-aids@pref.hyogo.lg.jp

実施日 毎月第1・3木曜日 13:30~14:30

3月の実施日 3月4日(木)、3月18日(木)